

東松山市下水道事業経営戦略

令和 3(2021)年度～令和 12(2030)年度



令和3年3月
東松山市

目 次

第1章	東松山市下水道事業経営戦略策定にあたって	1
1.1.	東松山市下水道事業経営戦略策定の趣旨	1
1.2.	東松山市下水道事業経営戦略計画期間	1
第2章	東松山市下水道事業運営の現状と課題	2
2.1.	施設概要	2
2.2.	下水道事業の現状と計画	3
2.2.1.	人口と有収水量の推移	3
2.2.2.	下水道施設の状況	5
2.2.3.	経営の状況	7
2.3.	経営分析項目を用いた比較分析	12
2.3.1.	比較分析方法	12
2.3.2.	比較分析結果	13
2.4.	課題の整理	14
第3章	東松山市下水道事業経営戦略基本方針と目標の設定	15
3.1.	経営戦略の位置付けと上位計画	15
3.2.	経営戦略基本方針	15
3.3.	経営戦略の目標設定	16
第4章	財政シミュレーションの実施	17
4.1.	財政シミュレーションの位置付け	17
4.2.	算定条件	18
4.3.	現状維持ケース・シミュレーション結果	19
4.4.	将来の財源確保のための改善策	21
4.5.	改善ケース・シミュレーション結果	22
第5章	おわりに	24
5.1.	取り組むべき施策について	24
5.2.	投資財政計画について	25
5.3.	その他の取り組みについて	25
5.4.	経営戦略の事後検証・改定について	26
用語集		27

第1章 東松山市下水道事業経営戦略策定にあたって

1.1. 東松山市下水道事業経営戦略策定の趣旨

私たちの家庭から排出される汚水・雑排水、工場からの排水などを地下に埋設されている下水道管に流入させ、それを衛生的に処理して河川に放流するシステムを下水道と呼びます。

本市の下水道事業は、公共下水道で運営されており、昭和46年3月に建設事業に着手し、昭和52年5月には市野川処理区、昭和59年3月には高坂処理区の供用を開始し、水環境の保全や快適で安全な生活環境の確保に努めてきました。

一方で、人口減少社会による水洗化人口の減少や、利用者の節水意識の向上及び節水機器の普及により下水道使用料収入は将来的には減少傾向になると予測されます。また、施設の老朽化も進んでおり、今後、大規模な改築・更新が必要となるなど、昨今の下水道を取り巻く状況は大きく変化してきています。

このような状況を踏まえて総務省では、下水道事業を含む公営企業に対して、「経営戦略」の策定を求めており、平成26年3月には「公営企業の経営戦略策定等に関する研究会」が設けられました。平成28年には「経営戦略策定ガイドライン」が策定され、その後、平成31年3月には「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」の通達により、改めて策定を促すとともに、策定済みの「経営戦略」についてもPDCAサイクルを通じて質を向上させるため、「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」を公表しています。

本市においても、経営環境が厳しさを増す中で、中長期的な視点に立った経営を行い、経営の効率化、健全化に取り組むことが必要とされていることより、経営戦略を策定しました。

今回策定した「東松山市下水道事業経営戦略」では、東松山市下水道事業の現状における課題を整理し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるような、下水道の経営戦略を示していきます。

1.2. 東松山市下水道事業経営戦略計画期間

東松山市下水道事業経営戦略(以下、「経営戦略」という。)の計画期間は令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間とします。

計画期間:令和3(2021)年度～令和12(2030)年度 10年間

第2章 東松山市下水道事業運営の現状と課題

2.1.施設概要

本市の公共下水道は、昭和46年3月に建設事業に着手し、東松山駅周辺を中心とした市野川処理区は昭和52年5月に、高坂駅周辺を中心とした高坂処理区は昭和59年3月に供用を開始し、供用開始から43年を経過しています。

汚水の排除方式は、汚水と雨水を同一の管路で排除する「合流式」を市野川処理区の一部で採用し、その他の地区では、汚水と雨水を別々の管路で排除する「分流式」を採用しています。

市野川処理区は、山崎町にある市野川浄化センターで、高坂処理区は、宮鼻にある高坂浄化センターで流入下水を処理しています。

その他の施設として、汚水を圧送するための新江川第一下水中継ポンプ場及び雨水を排水するための市野川雨水ポンプ場があります。

公共下水道施設概要は表2-1のとおりです。

表 2-1 下水道施設概要

項目	公共下水道施設概要	
	市野川処理区	高坂処理区
事業着手年度	昭和46年度	昭和53年度
供用開始年月日	昭和52年5月1日	昭和59年3月31日
終末処理場名称	市野川浄化センター	高坂浄化センター
排除方式	合流式・分流式	分流式
ポンプ場	新江川第一下水中継ポンプ場 市野川雨水ポンプ場	なし
整備面積	614.92ha	383.42ha



図 2-1 市野川浄化センター



図 2-2 高坂浄化センター

2.2. 下水道事業の現状と計画

2.2.1. 人口と有収水量の推移

本市の行政区域内人口及び処理区域内人口の推移を図 2-3 に示します。

処理区域内人口は、近年増加しており、污水管の整備が行われる令和 11 年度までは増加しますが、その後は行政区域内人口の減少に伴い緩やかに減少する見込みです。なお、現在、人口普及率は 50%程度ですが、令和 17 年に 60%程度まで増加する見込みです。

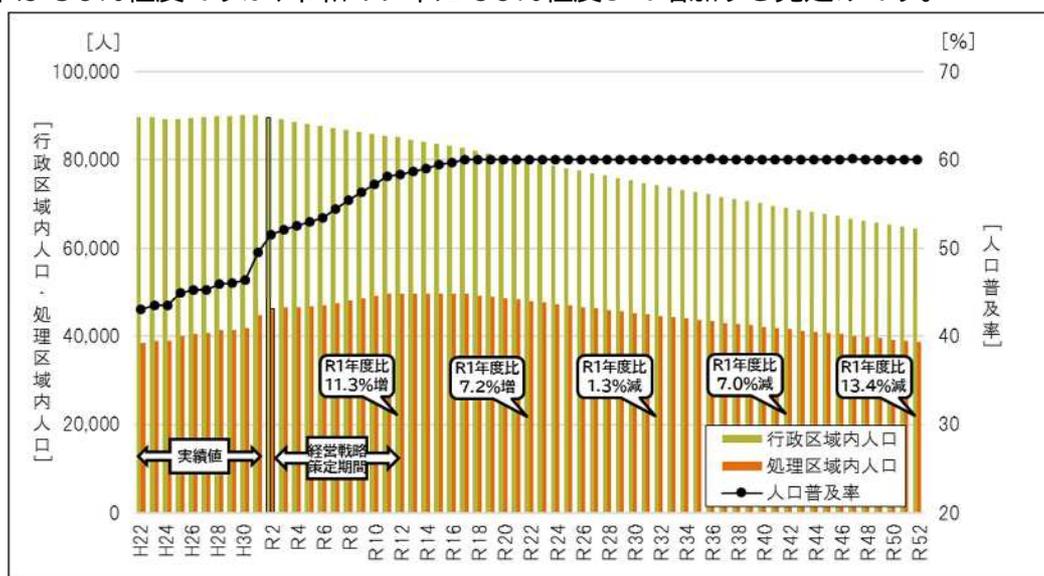


図 2-3 行政区域内人口と処理区域内人口の推移

また、水洗化人口は污水管の整備により、令和 17 年度まで増加し、その後は、処理区域内人口の減少に伴い減少する見込みです。なお、水洗化率(処理区域内人口÷水洗化人口)は、令和 17 年度に 100%となるものとしています。

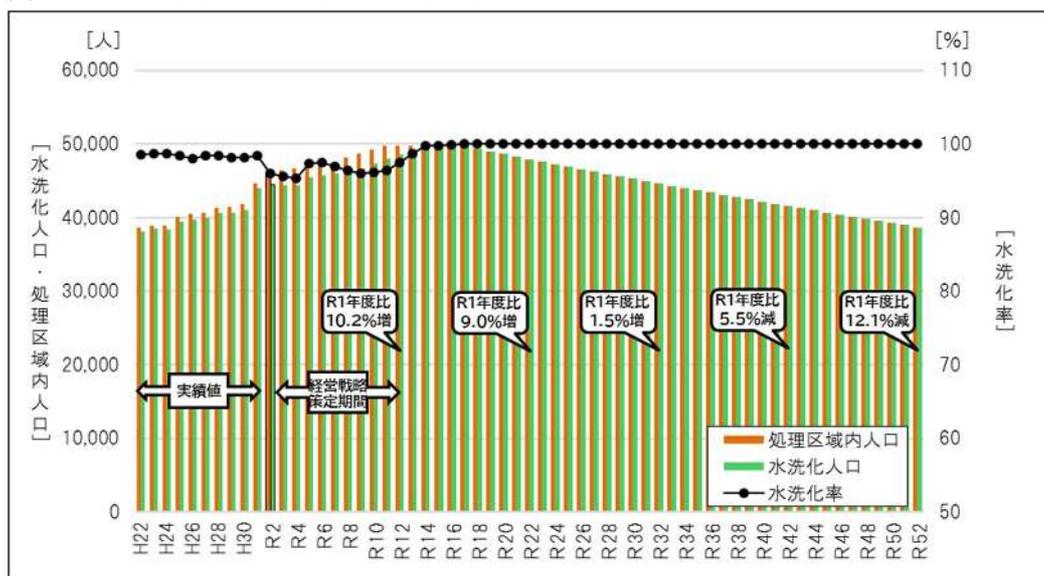


図 2-4 処理区域内人口と水洗化人口の推移

次に、有収水量と処理区域内人口の推移を図 2-5 に示します。

有収水量は、処理区域内人口の増加により令和17年度まで増加する見込みですが、その後は処理区域内人口の減少に伴い、令和52年度では令和元年度と比べて7.8%減少する見込みです。

なお、有収水量が減少することにより、下水道使用料の減少に繋がります。

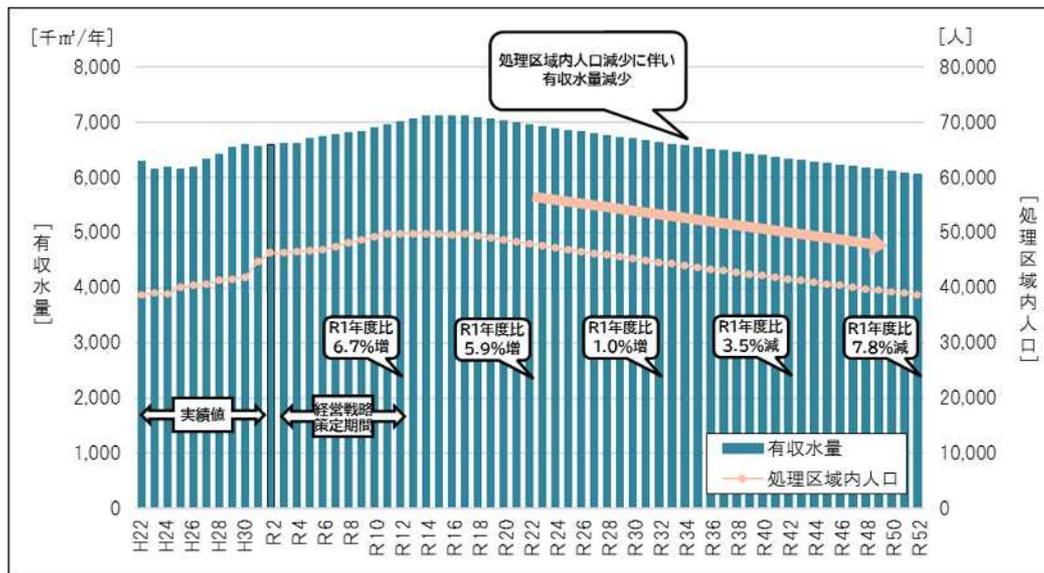


図 2-5 有収水量と処理区域以内人口の推移

2.2.2. 下水道施設の状況

ここでは、本市の下水道施設の現状と今後取り組むべき事項について示します。

①汚水管の整備

汚水管の整備については、東松山市公共下水道全体計画の汚水処理区域における汚水処理施設整備率 100%を目標とし、快適な市民生活の充実を目指し、整備を進めています。

令和元年度時点で 998.3ha の整備が完了しており、「松葉町3丁目・4丁目」、「美土里町」、「和泉町地区」で新規汚水管の整備を進めています。今後は、「沢口町」、「殿山町」の整備に向け、東松山市公共下水道事業計画に盛り込む手続きを進めていきます。

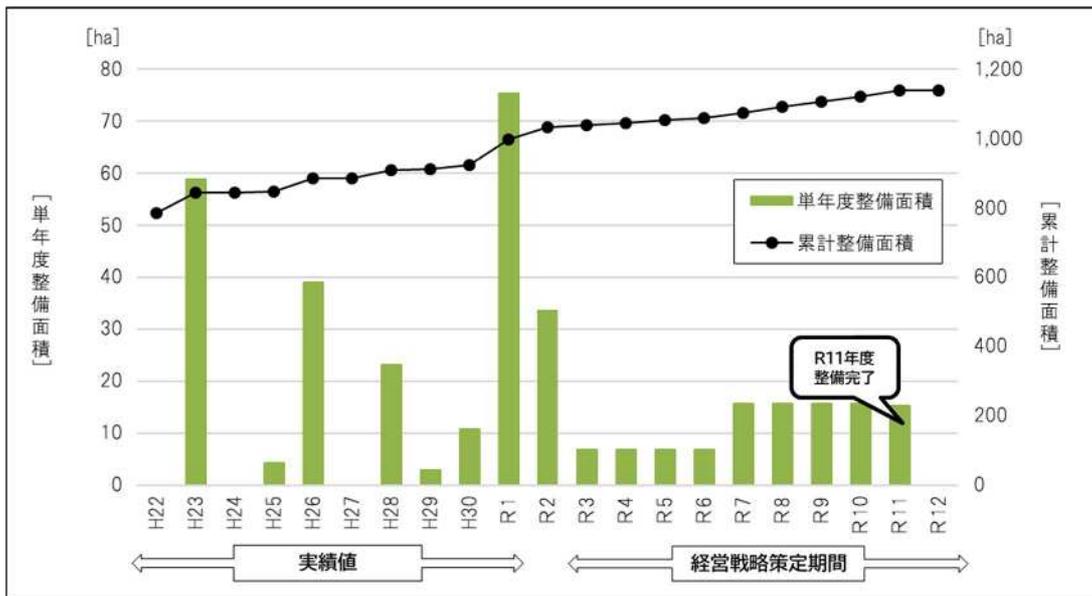


図 2-6 汚水整備状況

②雨水管の整備

雨水管の整備については、令和元年度時点で 61 kmの管渠の整備が完了しています。また、市野川雨水ポンプ場を平成 8 年 3 月に稼働開始し、浸水被害の改善も見られています。近年では令和元年度から令和 2 年度にかけて和泉町地区に雨水調整池を築造しました。

今後は、新江川の改修に合わせて、和泉町地区の雨水管の整備を進めてまいります。

③施設の老朽化等の状況

本市の下水道施設は管路施設が約 279 km(令和元年度末)、ポンプ場 2 箇所、マンホールポンプ 9 箇所、処理場 2 箇所が整備済みです。

供用開始後の経過年数は、市野川浄化センターは 43 年、高坂浄化センターは 36 年となっており、老朽化への対策が求められている状況です。

長寿命化計画に基づき、市野川浄化センター(平成 25 年度～平成 28 年度)及び高坂浄化センター(平成 26 年度～平成 30 年度)について、改築・更新を実施しています。

計画的に維持管理及び改築・更新を実施するため、令和元年度に下水道ストックマネジメント全体計画、令和 2 年度に下水道ストックマネジメント実施計画を策定中です。これら計画に基づき、改築・更新を進めてまいります。また、今後は施設の耐震診断及び耐震改修も進めていく予定です。

なお、現時点で未実施の施設は表 2-3 のとおりとなっています。

表 2-2 改築・更新事業計画

項目		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13～	
長寿命化計画	市野川浄化センター	策定	計画期間(設計・工事)																			
	高坂浄化センター		策定	計画期間(設計・工事)																		
	管渠		策定	調査																		
ストックマネジメント計画	計画策定								全体	実施												
	処理場																					
	ポンプ場																					
	管渠・蓋・マンホールポンプ																					

← 実績 (H24 ~ R2) | 経営戦略策定期間 (R3 ~ R13) →

表 2-3 改築・更新未実施施設

施設名	詳細
市野川浄化センター	水処理系、汚泥処理系、揚水ポンプ系、コンポスト
高坂浄化センター	水処理系、汚泥消化系
新江川第一下水中継ポンプ場	-
市野川雨水ポンプ場	-
管路施設	管渠・マンホール蓋・マンホールポンプ

2.2.3. 経営の状況

ここでは、平成 22 年度から令和元年度までの 10 年間における、下水道事業の経営状況について分析を行います。

本市の下水道事業は、平成 30 年度までは官公庁会計(特別会計)により事業運営を行っていましたが、令和元年度より地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行をしました。

地方公営企業法の適用により、企業としての経営成績を表す損益計算書、保有資産や負債の状況を表す貸借対照表などの財務諸表を作成していますので、経営状況の把握・経営分析が可能となりました。

<会計方式の違い>

平成 30 年度までの従来の会計方式との違いから、令和元年度は次のように金額の捉え方が異なります。

●下水道使用料や維持管理費について

平成 30 年度までは税込みで現金による収入及び支出額の表示となりますが、令和元年度は税抜きでの表示となります。また、収入については調定額となります。

●資本費について

対象経費が平成 30 年度までは[企業債利息+企業債元金]でしたが、令和元年度は[企業債利息+減価償却費(長期前受金戻入を除く)]になります。

なお、地方公営企業法を適用する前年度の平成 30 年度は、打切決算を行っているため、他の年度に比べて金額が小さくなっています。

※打切決算:地方公営企業法を適用する事業が、適用日の前日をもって従前の特別会計の会計年度を終了させる決算のことです。

従前の決算では、当該年度の年度末(3月 31 日)に確定した債権債務について、未収・未払いの整理を行う出納整理期間(5 月 31 日まで)が設けられていますが、打切決算の場合、適用日前日の属する会計年度の出納を、適用日前日(3 月 31 日)をもって閉鎖するため、年度末までに収入や支払いが終わらなかったものは、決算に含まれていないため、他の年度より金額が小さくなっています。

①維持管理費

令和元年度における維持管理費は、約8億円となっています。

維持管理費のうち、7割弱を処理場費が占めており、令和元年度は約5億4,000万円となっています。維持管理費については、施設の老朽化に伴い増加していくことが懸念されます。



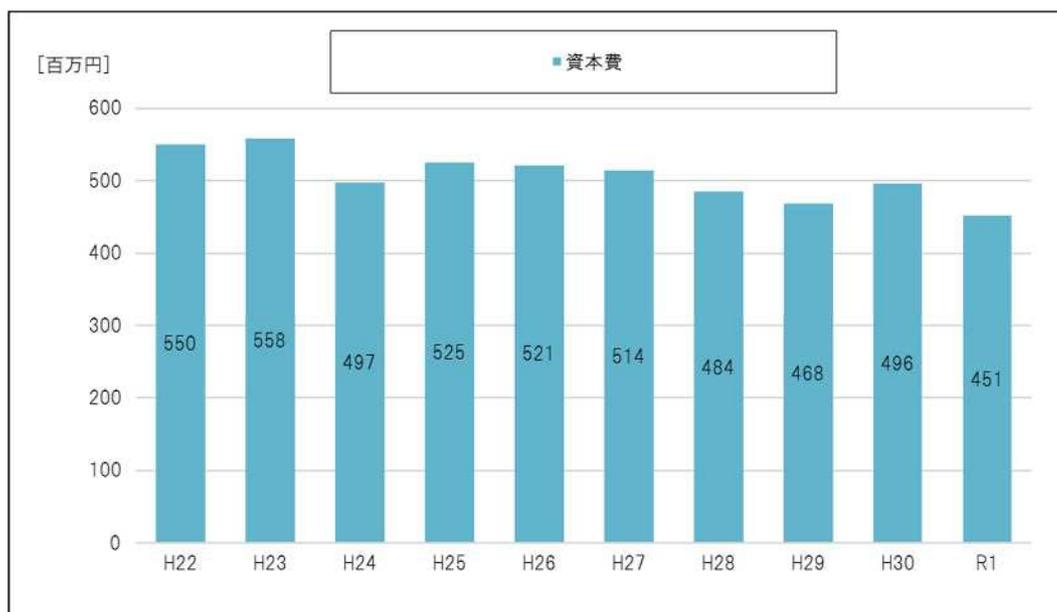
※H30年度は打切決算のため金額が小さくなっています。

※R1年度は公営企業会計の採用のため税抜表示となっています。

図 2-7 維持管理費の推移状況

②資本費

令和元年度における資本費は、約4億5,000万円となっています。企業債の償還が進み、資本費が減少しています。



※R1年度は公営企業会計の採用により、対象経費に減価償却費(長期前受金戻入を除く)を見込んでいます。

図 2-8 資本費の推移状況

③建設改良費

令和元年度における建設改良費は約 2 億円となっています。

平成 23、24 及び 28 年度は処理場の合流改善事業と改築・更新事業のため、一時的に大きくなっていますが、建設改良費全体としては減少傾向にあります。

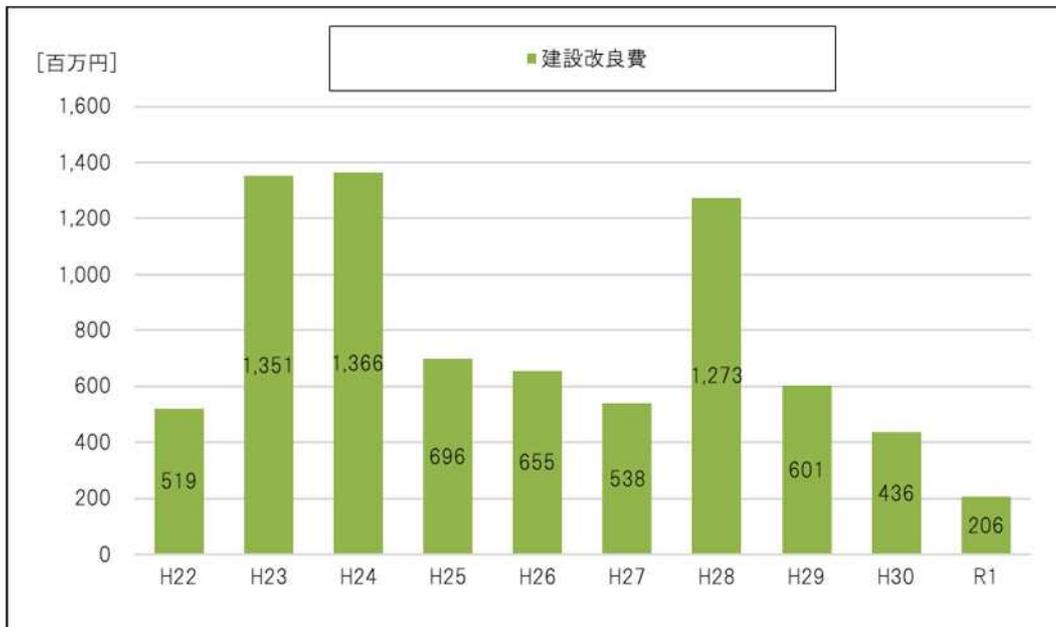


図 2-9 建設改良費の推移状況

④企業債残高

本市では、下水道の整備に係る財源として、企業債を活用しており、令和元年度の企業債の起債額は、約1億1,000 万円となっています。

元金償還金は、令和元年度で約 4 億 1,000 万円、企業債残高は約 60 億円となっています。

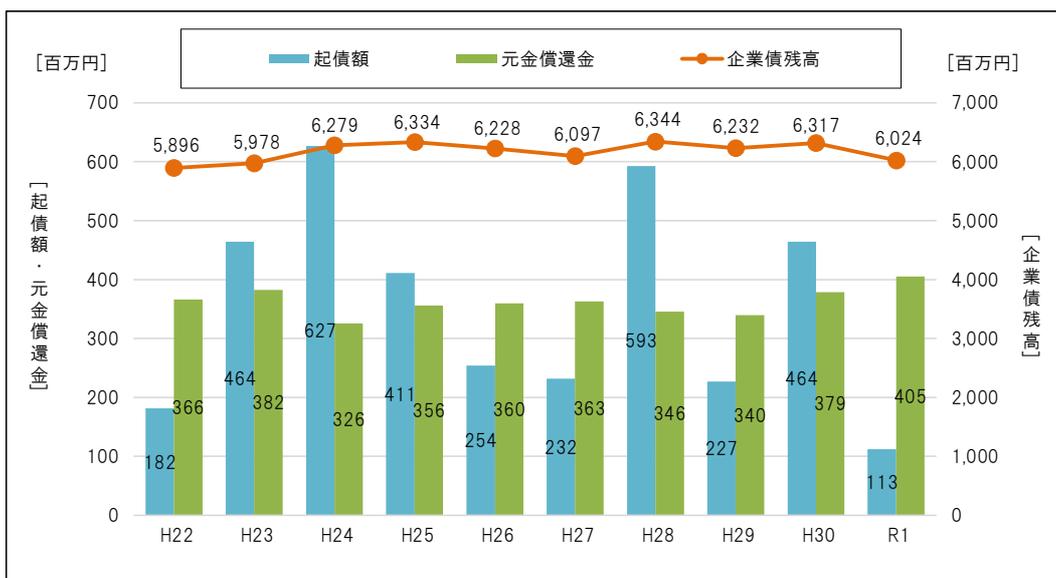
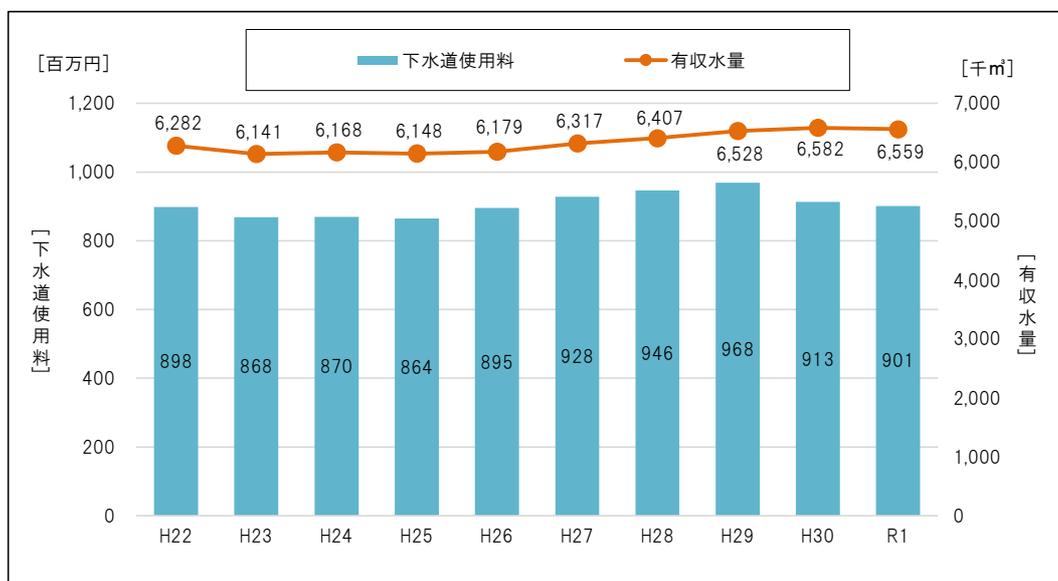


図 2-10 企業債残高の推移状況

⑤下水道使用料

下水道使用料と有収水量の動向は、ほぼ横ばいとなっており、令和元年度の下水道使用料は約9億円となっています。



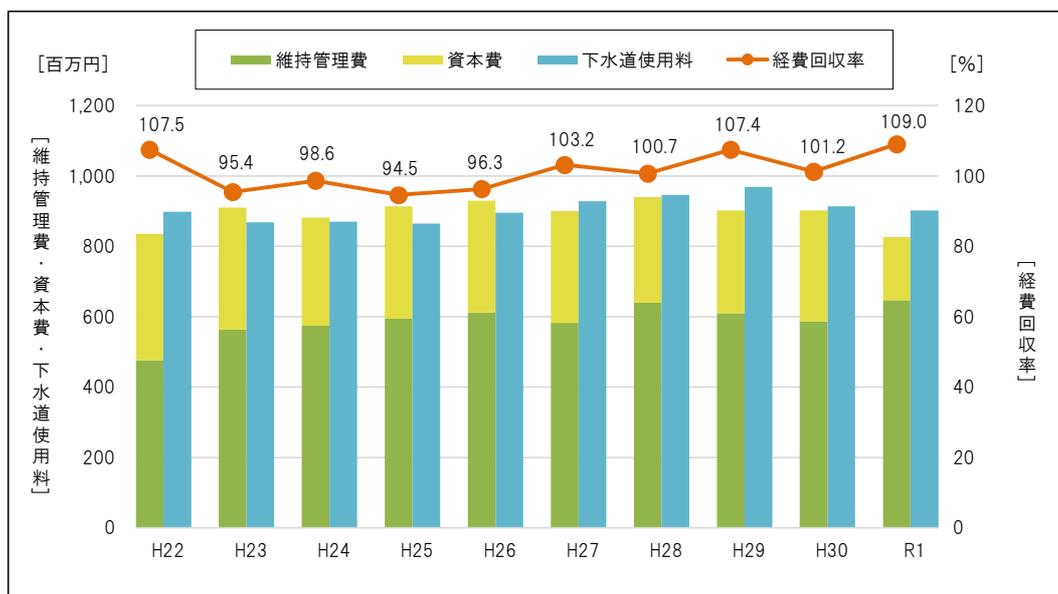
※H30年度は打切り決算のため金額が小さくなっています。

※R1年度は公営企業会計の採用のため税抜表示となっています。

図 2-11 下水道使用料と有収水量の推移状況

⑥汚水処理費と下水道使用料

汚水処理費は、原則として下水道使用料で賄うことになっています。汚水処理費に対する下水道使用料の割合を示す経費回収率は、平成27年度以降は100%を超えており、令和元年度には109%となっています。



※H30年度は打切り決算のため金額が小さくなっています。

※R1年度は公営企業会計の採用のため税抜表示、対象経費に減価償却費(長期前受金戻入を除く)を見込んでいます。

図 2-12 汚水処理費と下水道使用料の推移状況

⑦令和元年度の決算の状況

令和元年度の決算の状況を示します。

令和元年度の決算では、約124百万円の純利益となりました。

下水道事業の収益的収入は、下水道使用料が主なものとなりますが、美土里町、和泉町地区への污水管の整備、工業団地への企業誘致や、高坂駅東口の区画整理事業に合わせた污水整備により微増傾向となっています。

また、一般会計からの繰入金は、雨水公費の原則に基づく雨水処理負担金などがありますが、いずれも総務省の定める繰出基準に基づき整理しています。

収益的支出の主なものとしては、処理場等の維持管理業務、管渠・施設の修繕費、減価償却費があげられます。

また、資本的収入では、建設改良費の財源として国庫補助金や企業債があり、令和元年度で約184百万円となりました。資本的支出では、資産の構築である污水管や雨水管の建設改良費、前年度以前に借りた企業債の元金償還金があげられ、資本的支出は約595百万円となりました。

資本的支出の中の、元金償還金は、令和元年度実績で約400百万円となりました。

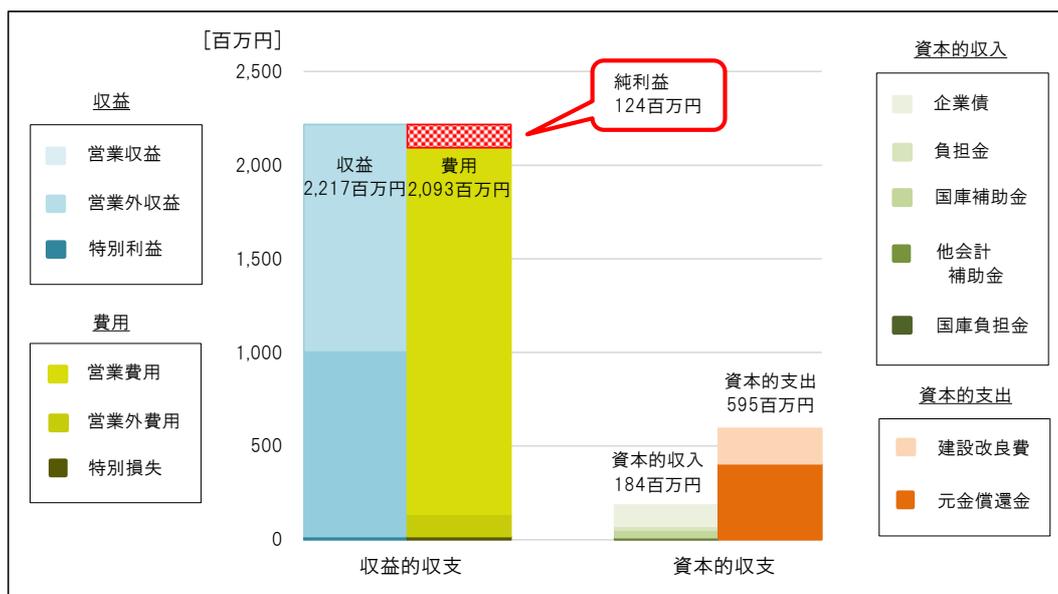


図 2-13 営業利益及び純利益

2.3. 経営分析項目を用いた比較分析

2.3.1. 比較分析方法

ここでは、類似団体平均及び全国平均と、本市における経営分析項目との比較分析を行います。対象とする分析項目は表 2-4 のとおりです。これは、毎年、総務省が各下水道事業体を実施を要請している経営比較分析表の項目であり、多くの下水道事業で活用されています。

なお、類似団体平均とは、総務省にて下水道の種類、処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後経過年数、地方公営企業法適用の有無等により分類した区分を示しています。

表 2-4 使用する経営分析項目一覧

No.	経営分析項目	単位	算出式	内容
1	収益的収支比率	%	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}}$	収益性の確認。 100%以上は黒字を示す。
	経常収支比率		$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$	
2	企業債残高対事業規模比率	%	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}}$	企業債残高の規模を示す。 投資規模や使用料水準等は適切かを表す指標。 低い方が望ましい。
			$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}}$	
3	経費回収率	%	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}$	適正な下水道使用料の確認。 100%を上回っていることが望ましい。
			同上	
4	汚水処理原価	円/㎥	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$	有収水量 1 ㎥あたりの汚水処理に要した費用。 低い数値の方が効果的である。
			同上	
5	施設利用率	%	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}}$	施設利用状況の適正規模を判断する数値。 高い数値の方が望ましい。
			同上	
6	水洗化率	%	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}}$	現在処理区域内人口のうち、水洗便所を設置し汚水処理している人口の割合。 100%が望ましい。
			同上	

※2段ある場合は上段:法非適用企業、下段:法適用企業

2.3.2. 比較分析結果

経営分析項目に関する本市の平成27年度から令和元年度までの5年間の推移と、類似団体及び全国の令和元年度の平均値は表2-5のとおりです。

いずれの項目も、類似団体平均値よりも良好な値となっていますが、今後の投資規模や人口減少に対し適正な予測と評価を行うことが、下水道事業の健全な経営のためにも重要です。

表 2-5 経営分析項目の推移及び類似団体及び全国平均値との比較

No.	経営分析項目	単位	東松山市 経営分析項目実施値					令和元年度	
			H27	H28	H29	H30	R1	類似団体平均値	全国平均値
1	収益的 収支比率	%	100.97	99.36	106.93	100.97	—	—	—
	経常 収支比率		—	—	—	—	106.00	106.99	108.07
	評価	平成28年度を除いて100%を超えており、近年黒字が続いている。							
2	企業債残高対 事業規模比率	%	426.99	433.92	412.79	449.74	665.49	847.44	682.51
	評価	類似団体や全国平均値よりは低い数値となっているが、増加傾向にある。							
3	経費回収率	%	103.15	100.69	107.45	101.19	109.03	94.69	100.34
	評価	100%を超えており、近年では適正な使用料設定が出来ている。							
4	汚水処理原価	円 /m ³	142.43	146.64	138.08	137.08	126.01	159.78	136.15
	評価	減少傾向にあり、類似団体や全国平均値と比べて低い値となっており、効率的な汚水処理が出来ている。							
5	施設利用率	%	79.52	73.73	76.15	72.71	75.55	68.31	59.64
	評価	年度により変動はあるが、類似団体や全国平均値と比べて高い値となっており、処理場の運営状況は適正である。							
6	水洗化率	%	98.50	98.40	98.05	98.21	98.42	92.62	95.35
	評価	98%台で推移しており、類似団体や全国平均より高い数値にある。							

※平成30年度までは法非適用企業、令和元年度より法適用企業を対象とした算定方法となる。

※出典：総務省 経営比較分析表

2.4. 課題の整理

現状の分析結果より、本市下水道事業における課題を整理しました。

■処理区域内人口の減少と有収水量の減少■

公共下水道整備に伴い、処理区域内人口・有収水量共に令和 17 年度までは増加する見込みです。しかし、それ以降は人口減少により処理区域内人口・有収水量共に年々減少し、令和 52 年度における有収水量は令和元年度と比べて 7.8%減少する見込みです。

■未普及対策■

現在、本市では汚水処理施設整備率 100%を目標とし、快適な市民生活の充実を目指し、面整備を進めています。未普及地域解消に向けて引き続き汚水整備を推進する必要があります。

■浸水被害の軽減■

近年、局所的集中豪雨(ゲリラ豪雨)により浸水被害が発生しています。市民の安全確保のため、対策事業の検討及び雨水整備を行うことが求められています。

■施設の老朽化■

供用開始からの経過年数は、市野川浄化センターは 43 年、高坂浄化センターは 36 年となっており、法定耐用年数を経過しています。また、令和 3 年度より、管渠についても法定耐用年数を経過する施設が発生し、施設の老朽化が課題となります。

施設の老朽化は、機能を低下させるだけでなく、事故の発生にも繋がるため、計画的な維持管理・改築事業が必要です。

■経営の健全化■

現在、下水道経営はおおむね良好ですが、今後は施設の改築・更新及び維持管理等必要な費用は増加する見込みです。しかしながら、人口及び有収水量の減少に伴い、下水道使用料は減少する見込みであるため、持続可能な下水道事業を実現するためにも、財源確保のための取り組みが必要です。

第3章 東松山市下水道事業経営戦略基本方針と目標の設定

今回策定した経営戦略が、計画的に履行されるよう基本方針と目標の設定を行います。

3.1. 経営戦略の位置付けと上位計画

経営戦略の位置付けと下水道事業上位計画及び本市上位計画の関係を図 3-1 に示します。

市の最上位計画である「第五次東松山市総合計画(平成28年度～令和7年度)」では、前期5年の基本計画で「公共下水道の計画的な整備及び適正な維持管理」について記載しており、また、下水道関連計画では下水道法に準じた整備計画等が示されています。

経営戦略においては、総務省が策定したガイドラインに基づき、市の上位計画や関連する下水道計画と整合を図り計画を策定します。

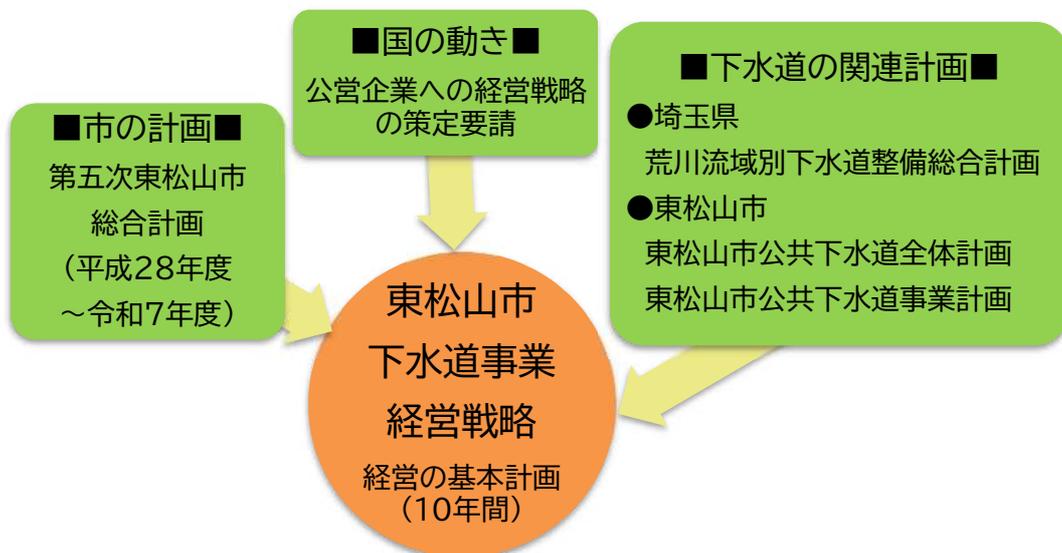


図 3-1 下水道事業経営戦略の位置付け

3.2. 経営戦略基本方針

前項に示しました国の動きや県の計画、市の上位計画に基づき、図 3-2 のとおり経営戦略の基本方針を設定します。

各基本方針の下に、本市下水道事業が取り組んでいく施策の位置づけを行います。

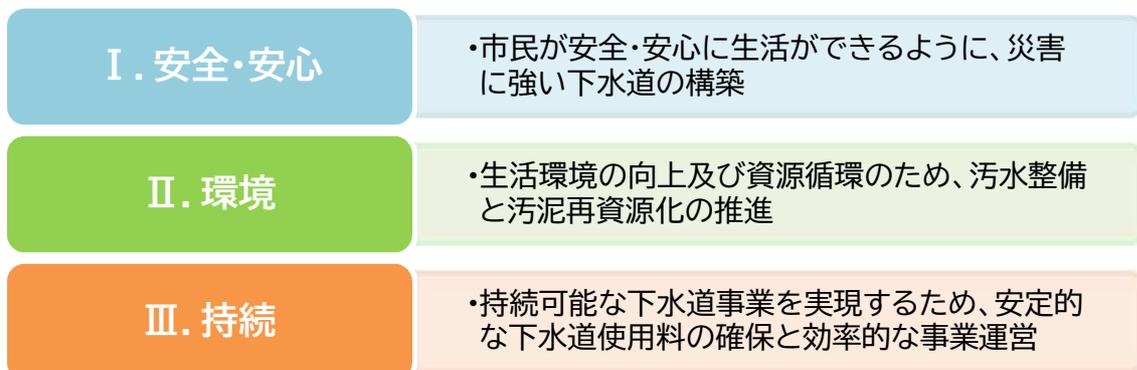


図 3-2 東松山市下水道事業経営戦略の基本方針

3.3. 経営戦略の目標設定

経営戦略が計画的に履行されるよう目標の設定を行います。

目標設定は、3つの基本方針に分類された施策毎に設定します。

表 3-1 基本方針Ⅰ：安全・安心の目標設定状況

基本方針Ⅰ：安全・安心			
施策	令和 2(2020)年度 時点	令和 7(2025)年度 経営戦略中間年度	令和 12(2030)年度 経営戦略最終年度
①雨水管渠整備	■雨水管渠延長 61km	■和泉町地区での雨水管の布設	
②改築・更新	■ストックマネジメント全体計画を策定済 ■ストックマネジメント実施計画を策定中	■第1期の対象施設の改築工事に着手(具体的な対象施設は今後決定)	■第2期の対象施設の改築工事に着手(具体的な対象施設は今後決定)

※第1期及び第2期とは、ストックマネジメント全体計画にて設定を行っている期間を指します。
第1期は令和3～7年度、第2期は令和8～12年度

表 3-2 基本方針Ⅱ：環境の目標設定状況

基本方針Ⅱ：環境			
施策	令和 2(2020)年度 時点	令和 7(2025)年度 経営戦略中間年度	令和 12(2030)年度 経営戦略最終年度
①未普及対策	■998.3haが整備済み(令和元年度時点)	■マイタウン(沢口町・殿山町)の管路整備に着手	■1,135haの整備が完了
②汚泥再資源化	■H30に埼玉県流域下水道における脱水汚泥の共同処理・再資源化に着手	■脱水汚泥の共同処理・再資源化	■脱水汚泥の共同処理・再資源化

表 3-3 基本方針Ⅲ：持続の目標設定状況

基本方針Ⅲ：持続			
施策	令和 2(2020)年度 時点	令和 7(2025)年度 経営戦略中間年度	令和 12(2030)年度 経営戦略最終年度
①安定した下水道使用料の確保	■現時点では汚水処理費を回収できているが将来的に資金収支不足の見込み ■経費回収率 109%	■下水道使用料改定の必要性の検証 ■経費回収率 100%以上	■下水道使用料改定の必要性の検証 ■経費回収率 100%以上
②下水道事業の見える化	■広報紙への掲載 ■経営比較分析表の公表	■広報紙への掲載 ■経営比較分析表の公表 ■環境イベント等でのPR活動	■広報紙への掲載 ■経営比較分析表の公表 ■環境イベント等でのPR活動

第4章 財政シミュレーションの実施

第2章では、本市下水道事業の現状分析、課題を抽出し、第3章では課題に基づき経営戦略の基本方針を定めました。これら基本方針に基づき、将来も下水道事業を継続することが可能かを財政面から検討するために財政シミュレーションを行いました。

4.1. 財政シミュレーションの位置付け

財政シミュレーションは、現在の経営方針を踏襲し、現在の使用料水準を維持する前提のケース(現状維持ケース)をまず検討します。

この現状維持ケースを実施した結果、資金不足などの要因から、下水道事業の継続が難しいと判断された場合、財政面での改善策を検討したうえで、それを盛り込んだ財政シミュレーション(改善ケース)を行い、妥当な施策であるかを検証します。

なお、財政シミュレーションについては、人口などの将来における事業環境を反映した長期的な財政動向を把握する必要があることから50年間(令和3～52年度)を対象に検討を行い、そのうち10年間(令和3～12年度)を経営戦略の「投資・財政計画」として位置付けます。

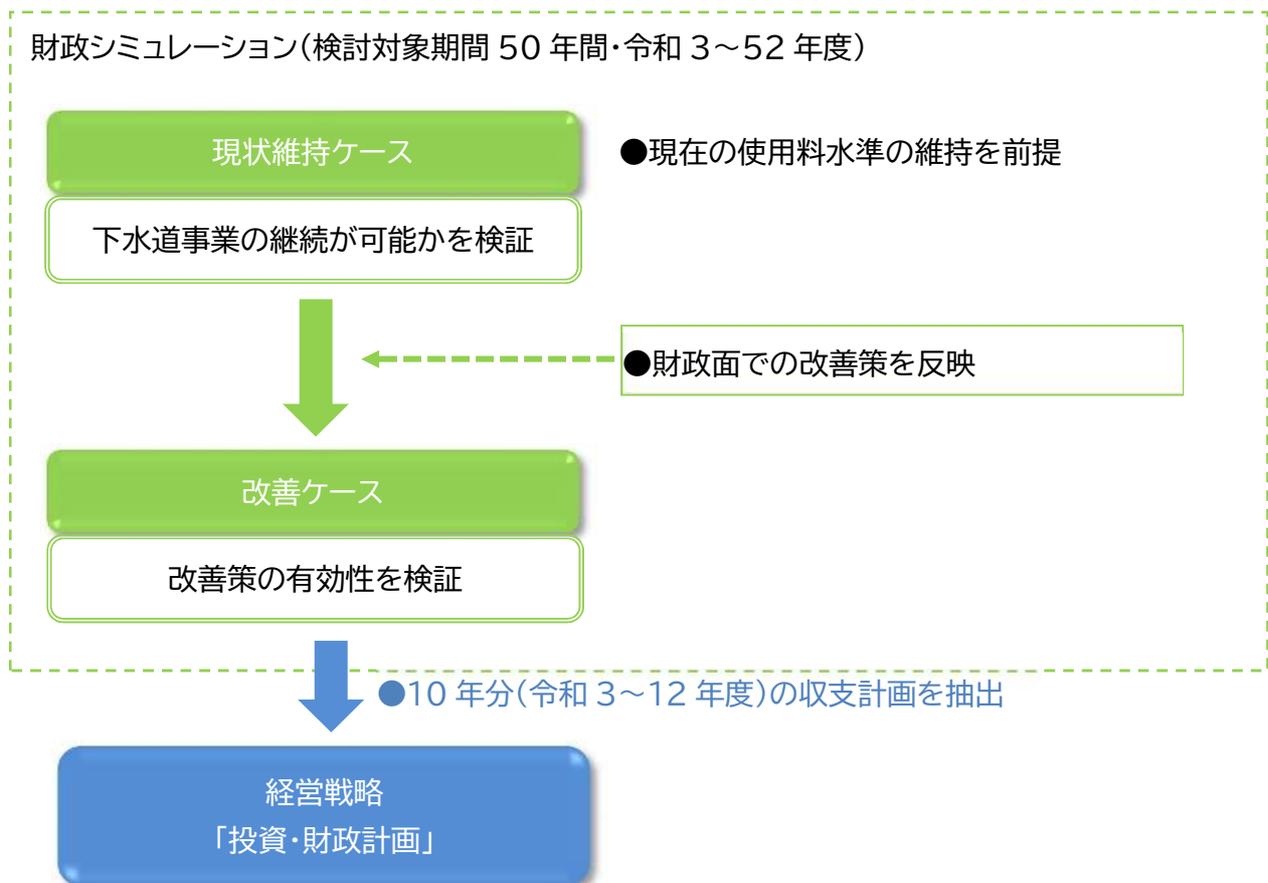


図 4-1 財政シミュレーションの位置付け

4.2. 算定条件

財政シミュレーションの実施にあたって、令和3年度から令和52年度の50年間の収支予測を行いました。主な項目の費用の算定方法及び投資計画を示します。

①収益的収入

- ・下水道使用料:使用料単価(円/㎡)×有収水量(㎡)(2.2.1 参照)
- ・長期前受金戻入:既往資産分と新規取得資産分を合算(耐用年数は資産種別ごとに設定)
- ・一般会計繰入金:雨水処理に要する経費など総務省の定めた基準(繰出基準)に基づき算定

②収益的支出

- ・職員給与費:令和元年度値を基準とし、職員数に応じて算定
- ・維持管理費:令和元年度値を基準とし、物価上昇0.4%/年を見込む
- ・減価償却費:既往資産分と新規取得資産分を合算
償却方法は定額法、耐用年数は資産種別ごとに設定
- ・支払利息:既発債分(令和元年度までの起債分)と将来起債分を合算

③資本的収入

- ・国庫補助金・企業債:現在の制度に準じて算定

④資本的支出

- ・建設改良費:ストックマネジメント計画等を基に算定
管路整備費(汚水・雨水)、施設耐震化、改築・更新 等
- ・企業債償還金:既発債分(令和元年度までの起債分)と将来起債分を合算

4.3. 現状維持ケース・シミュレーション結果

「現状維持ケース」として、現在の本市における経営方針を踏襲し、使用料改定を見込まない条件により財政シミュレーションを行った結果は以下のとおりです。

本ケースでは、令和4年度から損益がマイナス(赤字)になることがあります。また、資金収支は令和22年度よりマイナスになる年度が多くなり、将来の下水道事業の継続は難しいという結果が得られました。

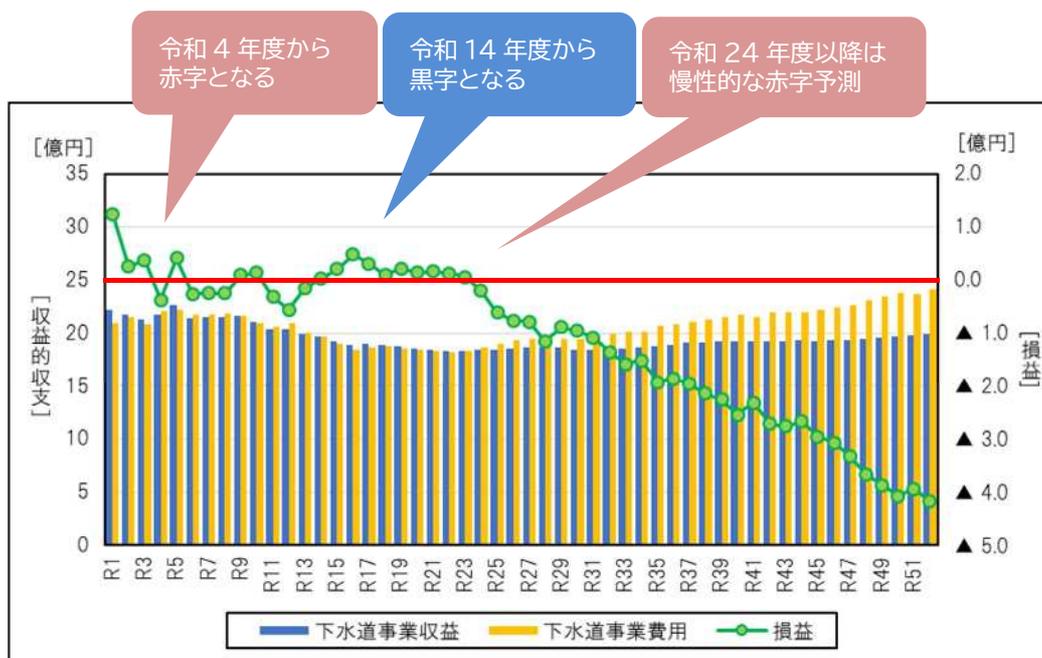


図 4-2 将来における収益的収支の推移

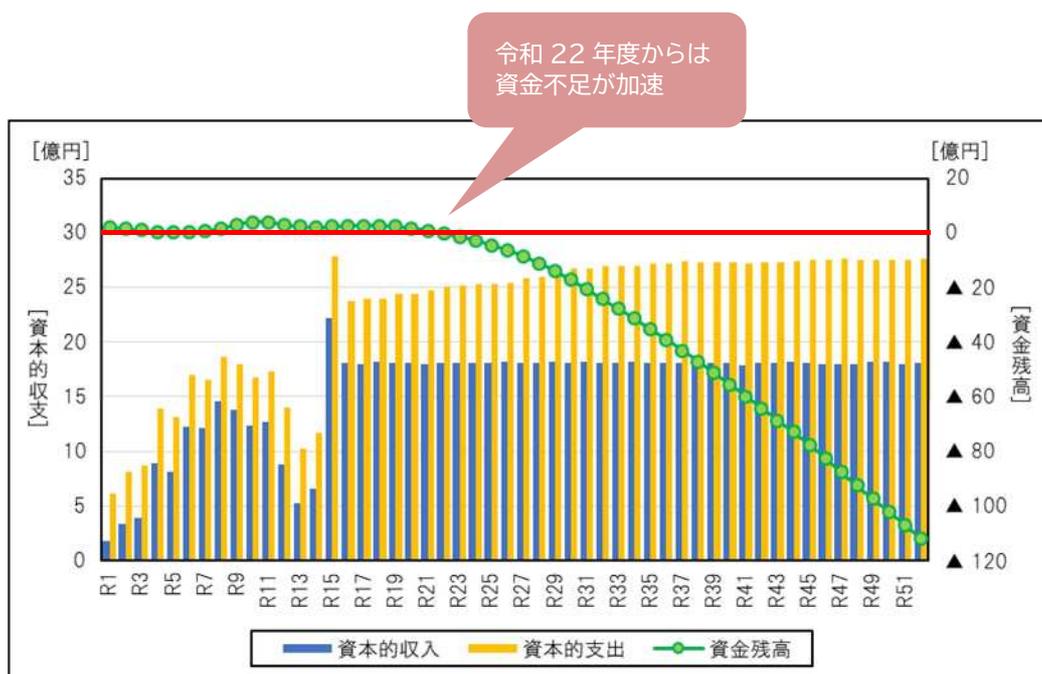


図 4-3 将来における資本的収支の推移

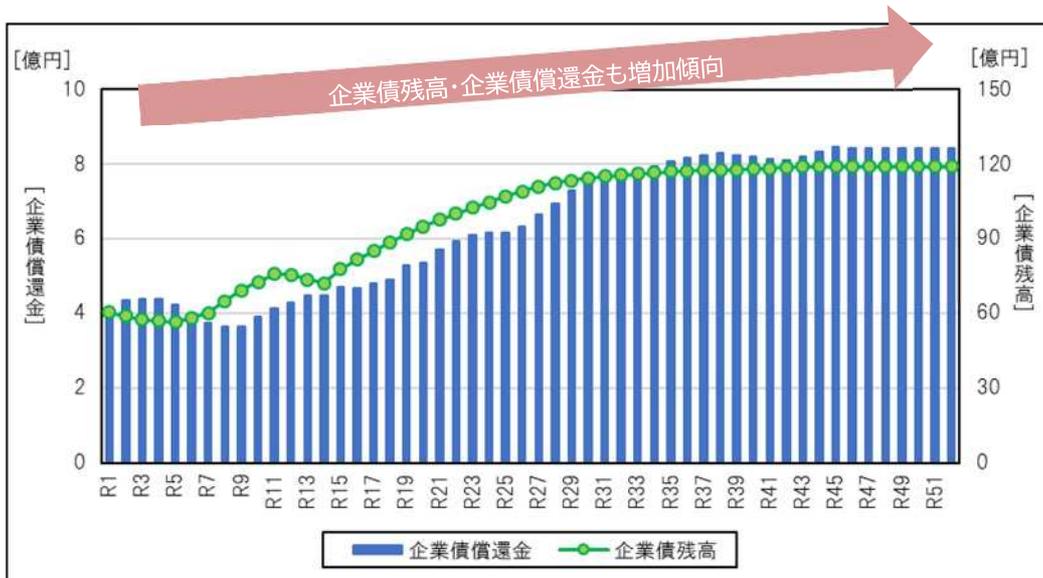


図 4-4 将来における企業債残高等の推移

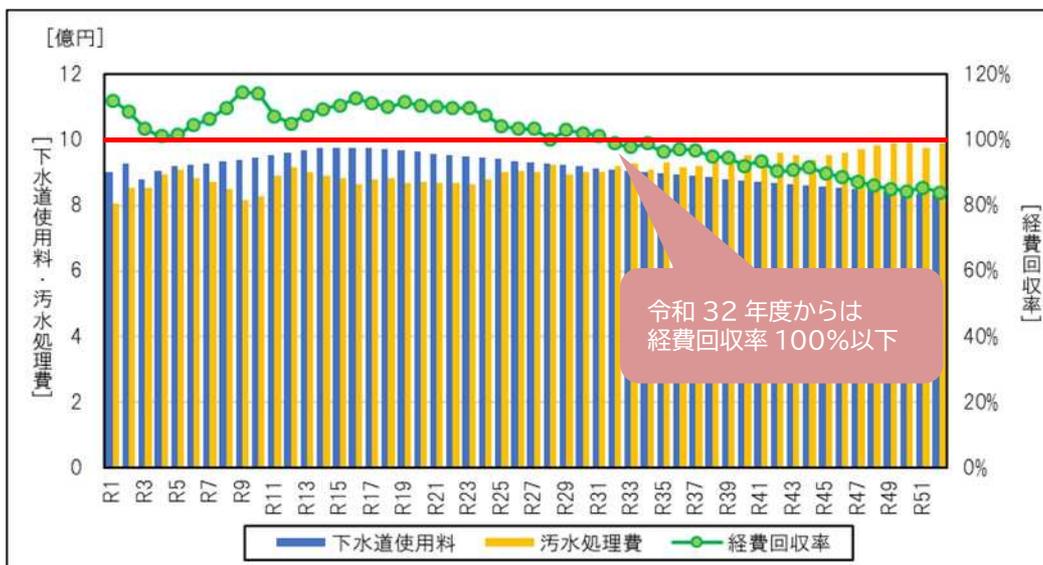


図 4-5 将来における経費回収率の推移

現状維持ケースの考察

現状維持ケースでは、令和 4 年度から損益がマイナスになることがあり、令和 22 年度からは、資金不足の状態となります。これは、改築・更新などに対する建設投資の増加に伴う企業債償還金の増加に加え、令和 17 年度をピークに下水道使用料も減少に転じることが主な要因となります。

このように、企業債償還金の動向は、本市下水道事業の経営に大きな影響を与えますが、改築・更新などに対する建設投資は、事業を継続するためには不可欠であり、企業債の起債額を抑制することは望ましくありません。

よって資金収支確保のための改善策としては、使用料改定などの収入増を見据えた施策や企業債の償還による負担を緩和する施策が必要といえます。

4.4. 将来の財源確保のための改善策

将来に向けた財源を確保するための改善策として、以下 3 つの検討を行いました。

①管路施設の償還年数を 30 年から 40 年に変更

現在の企業債の償還年数は30年として借り入れているものを、管路施設の建設のための企業債の償還年数を40年として借り入れます。これは、耐用年数と償還年数の差を考慮したものであり、世代間の公平性が根拠となっているものです。

②下水道使用料の改定

経営戦略計画期間内(令和3年度から令和12年度)における使用料改定を見込んでいます。令和52年度までの毎年年度末での資金残高 10 億円を確保することを目標としたものです。なお、使用料体系の改定案は、下水道使用料の改定作業で定めます。

③ストックマネジメント計画の管理

ストックマネジメント計画では、リスク検討を十分に行いながら、中長期的な観点から改築・更新計画を策定しています。実際に改築・更新工事を実施する際には、直近の施設の劣化状況などを踏まえて、計画の見直しを行うなど、適正な管理を行う必要があります。

4.5. 改善ケース・シミュレーション結果

「改善ケース」として、資金収支改善のための施策を見込んだ場合のシミュレーションの結果は以下のとおりです。

本ケースでは、資金収支は「現状維持ケース」から大幅に改善し、下水道事業運営に必要な資金残高の水準である 10 億円を確保可能という結果が得られました。

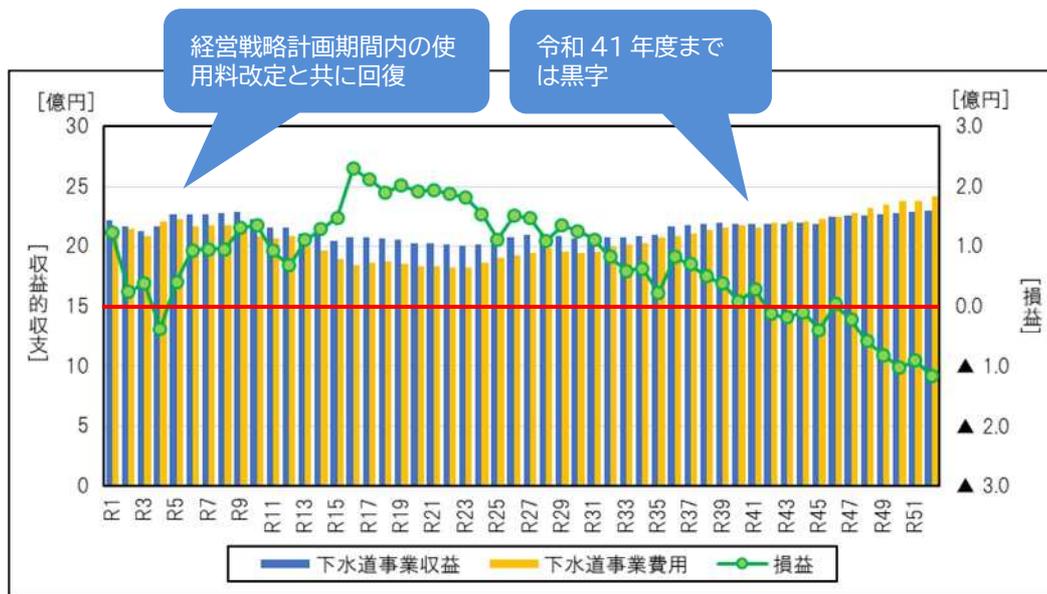


図 4-6 財政確保を考慮した将来における収益的収支の推移

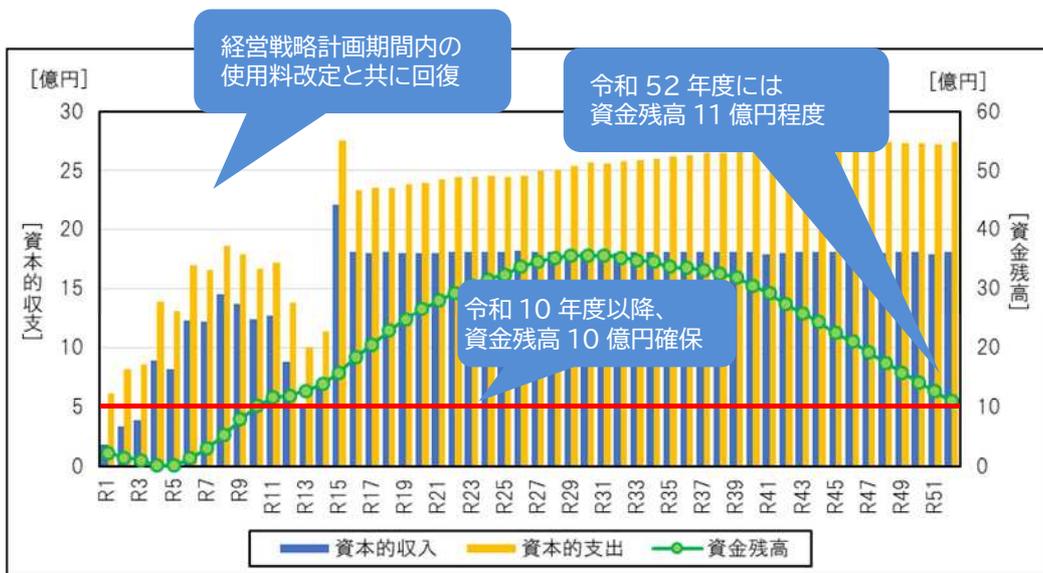


図 4-7 財政確保を考慮した将来における資本的収支の推移

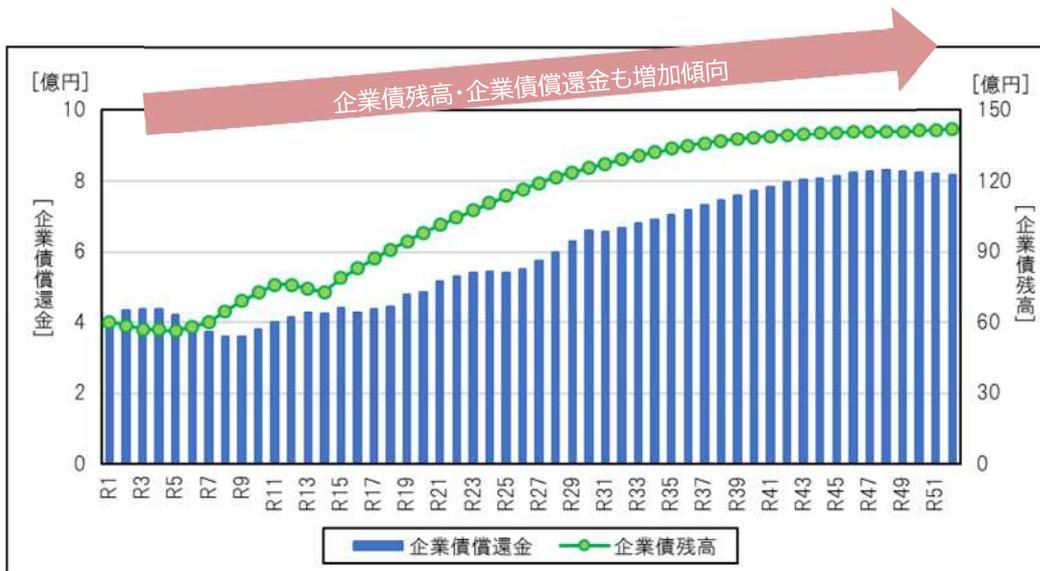


図 4-8 財政確保を考慮した将来における企業債残高等の推移

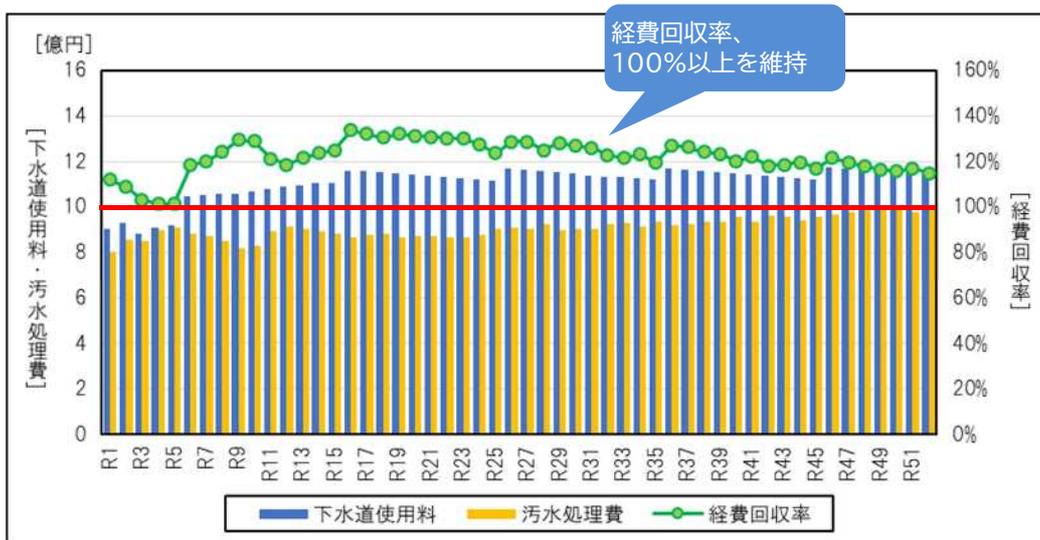


図 4-9 将来における経費回収率の推移

改善ケースの考察

将来の財源確保のための取り組みを見込んだ改善ケースでは、損益や資金収支の動向は改善し、令和10年度以降の資金収支は、下水道事業の運営を行うために必要な10億円を確保可能という見通しになりました。

また、経費回収率も100%以上を維持する見通しとなりました。

このような財政シミュレーションによる検討結果から、本市下水道事業の継続が可能と考えられます。

第5章 おわりに

これまでの検討を踏まえて、経営戦略を策定しました。
概要は以下のとおりです。

5.1. 取り組むべき施策について

経営戦略としては、以下の施策を実施していきます。

基本方針Ⅰ：安全・安心

①雨水管渠整備

浸水の発生状況や住民の意向などを踏まえて雨水管の整備を進めます。

※雨水に係る経費は、後年度に一般会計繰入金の対象となります。

②改築・更新

ストックマネジメント計画に基づき、処理場、ポンプ場、管路の改築・更新に着手します。

基本方針Ⅱ：環境

①未普及対策

汚水管の整備を進め、事業計画で位置付ける 1,135ha の整備を完了させることを目指します。

②汚泥再資源化

埼玉県と共同で脱水汚泥の共同処理・再資源化に引き続き取り組んでいきます。

基本方針Ⅲ：持続

① 安定した下水道使用料の確保

将来の資金収支確保のため、経営戦略計画期間内(令和3年度から令和12年度)における使用料改定が必要であると試算しました。

使用料改定を実施することにより、収入増が見込まれ、安定した事業運営が可能になることが期待されます。

②下水道事業の見える化

健全な下水道経営を行うためには、市民の理解や協力を得ることが重要であるため、下水道事業に関連する情報の「広報誌への掲載」、「経営比較分析表の公表」及び市民が下水道に親近感を持つための「環境イベント等での PR 活動」を実施します。

5.2. 投資財政計画について

長期的な財政シミュレーションを基に、今後 10 年間における「投資・財政計画」をとりまとめました。

投資・財政計画では、現状の使用料体系を維持しながら、未普及解消、改築・更新などの施策を実施した場合、下水道事業を持続することが財政面で難しいという結果となりました。

このため、使用料改定や企業債償還の償還年度の見直しなどの施策を見込み、財政面での事業の継続が可能となる計画を位置付けています。

5.3. その他の取り組みについて

(1) 下水道事業の執行体制について

下水道事業を持続し、様々な施策を遅滞なく実施するためには、適正な業務体制を構築する必要があります。

本市下水道事業では、適正な職員数を確保するとともに、技術水準の維持のための取り組みを行っていきます。

(2) 広域化・共同化・最適化について

総務省や国土交通省は、下水道事業を継続していくための施策として、各自治体が「広域化・共同化・最適化」に取り組むように求めています。

本市下水道事業においても、その一環として、処理場の統廃合を検討していきます。

(3) 民間活力の活用

本市下水道事業では、処理場の維持管理業務などを民間企業に委託していますが、総務省や国土交通省は、包括的民間委託などの導入を推進する方針を打ち出しています。現段階では、包括的民間委託を導入する予定はありませんが、国や他事業体の動向を注視しつつ、必要に応じて対応していきます。

(4) コスト縮減・平準化策

各種コスト縮減・平準化策に取り組み、下水道事業運営の負担軽減に寄与することを目指します。

5.4. 経営戦略の事後検証・改定について

経営戦略は、令和12(2030)年度を目標年度とし、令和3(2021)年度からの10年間に実施すべき計画を示しています。

ただし、計画期間に目標を推進するためには、目標達成度を客観的に評価し、改善検討を行う進捗管理が必要です。よって、本市下水道事業においては、PDCAサイクルに基づき、下水道使用料改定の必要性を含め、概ね5年毎に見直すことで最新性を保ち、効率的・効果的な事業運営計画の進捗管理を行っていきます。

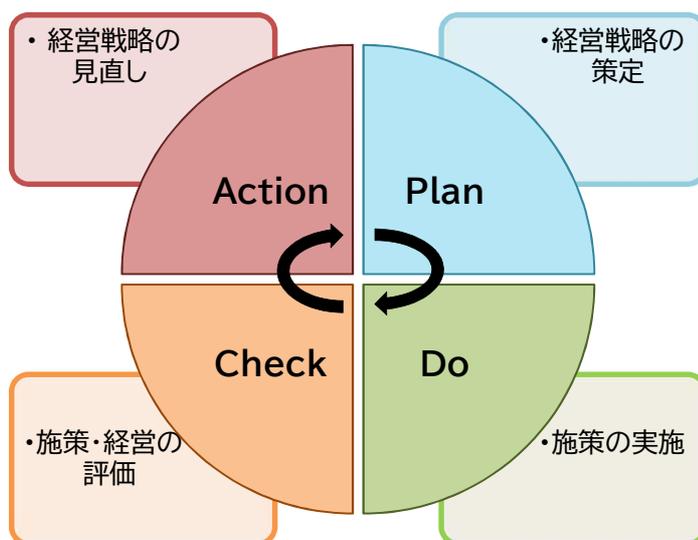


図 5-1 PDCA サイクルによる経営戦略の推進

用語集

ア行

維持管理費

下水道施設(管渠、処理場、ポンプ場等)を運転して下水処理を行うことに係る管理費や人件費等の費用のこと。

一般会計繰入金

建設、維持管理等の下水道事業会計に対して、市の一般会計から繰り入れられる資金のこと。

汚水処理費

下水道の管理に要する経費のうち汚水に係る維持管理費及び資本費の合計。

カ行

企業債

地方公共団体が、地方公営企業の建設改良費等の財源に充てるために起こす地方債のこと。下水道施設は将来にわたり長期間使用するため、世代間の公平性を図る観点から、施設整備の財源として活用している。

減価償却費

固定資産について、時間の経過により資産の価値が減ることを減価償却といい、減価償却の対象となる資産の取得に要した金額を、耐用年数により毎事業年度の事業費として配分する計算上の費用のこと。

広域化・共同化・最適化

下水道事業の効率的な運営を目標に、複数の市町村等による処理区の統合、下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化、ICT活用による集中管理等の取り組みのこと。

公営企業会計

地方公営企業法を適用した公営企業において、発生主義に基づく複式簿記などの企業会計を採用し、原則として、独立採算、自立経営を行うもの。本市公共下水道事業でも、平成31年4月に地方公営企業法を適用したことに伴い、公営企業会計を採用している。

サ行

資本的支出

将来の営業活動に備えて行う下水道施設の建設改良費や企業債の元金償還金などの費用のこと。

資本的収入

資本的支出に充てる国庫補助金や企業債など財源のこと。

資本費

下水道施設等の整備に係る企業債の支払利息や減価償却費等の費用のこと。

収益的支出

当該年度の経営活動に伴い発生する費用のことであり、サービス提供に要する人件費、支払利息のほか、減価償却費のように現金支出を伴わない費用も含む。

収益的収入

当該年度の営業活動に伴い発生する収益であり、サービス提供の対価としての下水道使用料などが主体。

水洗化人口

下水道の整備状況を表す指標の一つで、下水道整備済み区域内で実際に下水道へ接続している人口。

ストックマネジメント計画

下水道施設全体を一体的に捉え、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能を確保するためライフサイクルコストの低減を図ること等を目的とした計画のこと。

夕行

耐震診断

下水道の既存施設を対象として、現状の老朽度を考慮しながら耐震性能の保有程度を照査すること。

地方公営企業法

公営企業にかかる組織、財務、職員の身分取扱いなどに関し、地方自治法などの規定の特例を定めたものであり、本市下水道事業は、平成 31 年4月に地方公営企業法を適用。

長期前受金戻入

減価償却資産の取得に伴い交付される国庫補助金、一般会計繰入金などを計上するもの。対象となる資産の減価償却に合わせて、各事業年度の収入に長期前受金戻入が計上される。

長寿命化計画

下水道施設の点検・調査結果に基づき「長寿命化対策」に係る計画を策定し、予防保全的な管理を行うとともに、長寿命化を含めた計画的な改築を行うもので、計画期間は概ね 5 年以内。平成 28 年度より、現行の下水道長寿命化支援制度を発展させ、下水道施設全体の中長期的な施設の状況を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する「下水道ストックマネジメント計画」の策定、及び同計画に基づく点検・調査、改築を支援する「下水道ストックマネジメント支援制度」を導入され、本市においても現在計画を策定中である。

八行

PDCAサイクル

PDCA(Plan 計画→Do 実施→Check 評価→Action 見直し)という経営のマネジメント・サイクルを確立することにより、計画(Plan)の有効性と、実施(Do)の効率性の向上を図ることを目的としている。

包括的民間委託

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

マ行

民間活力

民間事業者等の活動全般・活動する力(潜在能力を含む。)のこと。「民間活力の導入」とは、市の行政サービスにおいて、「完全民営化、協働事業・助成事業、官民連携事業」の手法により、民間事業者等の力を活用するもの。

ヤ行

有収水量

下水道使用料の徴収の対象となる水量を指す。

東松山市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 埼玉県東松山市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和52年度 (経過年数43年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成31年4月より 法適用(全部適用)
処理区域内人口密度	44.8人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2処理区(市野川処理区、高坂処理区)		
処理場数	2箇所(市野川浄化センター、高坂浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化 : 未実施 共同化 : 汚泥共同処理(平成30年4月より) 最適化 : 現在は未実施であるが、浄化センターの統廃合を検討中		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

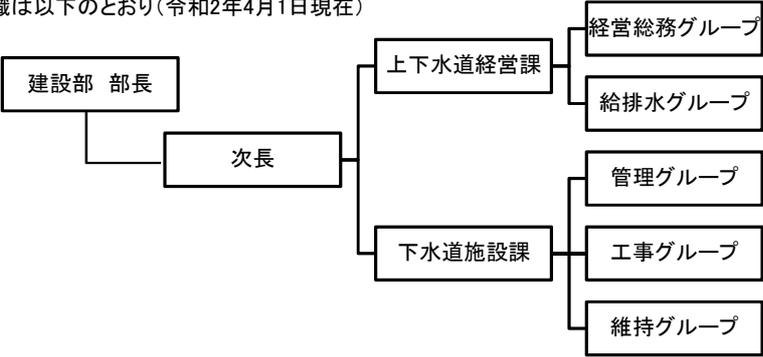
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料体系の概要 ・現行の使用料体系は平成9年6月1日に改定。 ・一般家庭用と業務用との区別はなく、二部使用料制(基本使用料と従量使用料)と累進使用料制度(7段階)としている。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	設定なし。						
その他の使用料体系の 概要・考え方	公衆衛生の向上の観点より一般家庭用使用料体系とは別に、公衆浴場及び臨時用を別途設定。						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	1,998	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,967	円
	平成30年度	1,998	円		平成30年度	2,774	円
	令和元年度	2,035	円		令和元年度	2,748	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	損益勘定職員13名、資本勘定職員3名の計16名。
事業運営組織	<p>運営組織は以下のとおり(令和2年4月1日現在)</p>  <pre> graph TD A[建設部 部長] --> B[次長] B --> C[上下水道経営課] B --> D[下水道施設課] C --> E[経営総務グループ] C --> F[給排水グループ] C --> G[管理グループ] D --> H[工事グループ] D --> I[維持グループ] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現在下水道事業では活用していないが、必要に応じて活用を検討する。
	イ 指定管理者制度	現在下水道事業では活用していないが、必要に応じて活用を検討する。
	ウ PPP・PFI	現在下水道事業では活用していないが、必要に応じて活用を検討する。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	平成30年4月より下水汚泥の共同処理を埼玉県と取り組んでいる。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特になし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

次頁に添付

経営比較分析表 (令和元年度決算)

埼玉県 東松山市

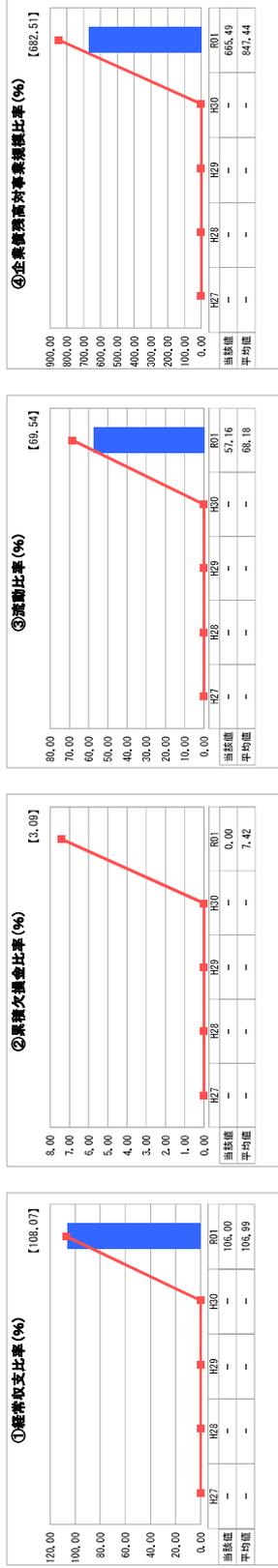
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
法適用	下水道事業	公共下水道	B41	非設置	65.35	90,348	1,382.52
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有効率 (%)	1か月20mm ³ 当たり降雨料金 (円)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口 (人)	処理区域人口密度 (人/km ²)
-	79.98	49.57	78.05	2,035	9.98	44,710	4,479.96

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率
今年度は100%を上回っているが、今後の更新投資等に充てるための引き続き財務確保に努める。

②累積欠損金比率
該当なし

③流動比率
今年度は100%を下回っており、その主な要因として今年度地方公営企業法を適用したため、現金の保有が少ないことにある。

④企業価値対事業規模比率
下水道事業開始当初の借入について償還が終了しつつある状況であり、類似団体の平均値を下回っている。

⑤経費回収率
今年度は100%を上回っており、汚水処理費用が下水処理費用で賄えている。

⑥汚水処理原価
水道使用料で賄えている。

⑦施設利用率
類似団体の平均値を上回っている。今後、未整備区域の増設が見込まれるため、それに対する財務確保に努める。

⑧施設利用率
類似団体の平均値を上回っている。今後、未整備区域の増設が見込まれるため、それに対する財務確保に努める。

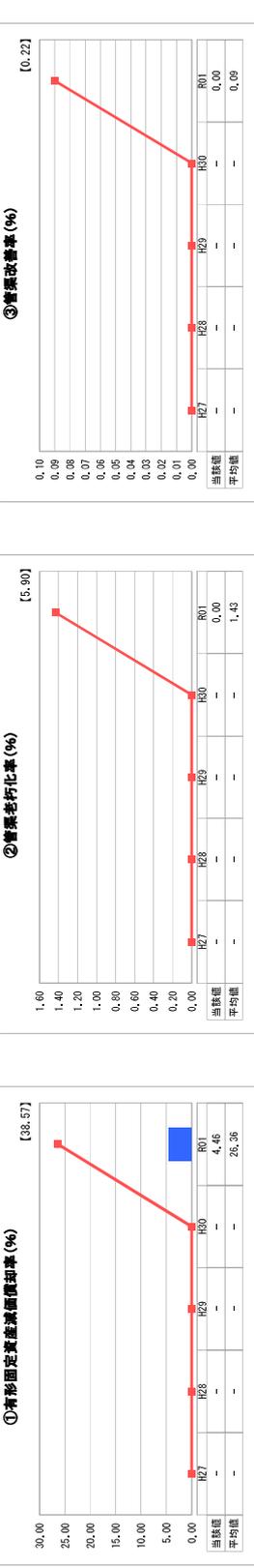
⑨水洗比率
類似団体の平均値を上回っている。今後、下水道整備を進めるにあたり、速やかな稼働を促進し100%を目指していく。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率
類似団体の平均値を下回っているが、ストックマネジメント計画や長寿命化計画等をもとに資産管理をしていく。

②管渠老朽化率及び③管渠改善率
当該数値はないが、ストックマネジメント計画や長寿命化計画等をもとに資産管理をしていく。

2. 老朽化の状況



全体概括

地方公営企業法を適用して初めての決算を迎えたが、経常収支比率及び経費回収率ともに100%を超えており、下水道使用料等に備えていることが分かった。また、管渠老朽化率及び管渠改善率ともに0%であることより、健全かつ適正な事業運営がなされていると判断できる。

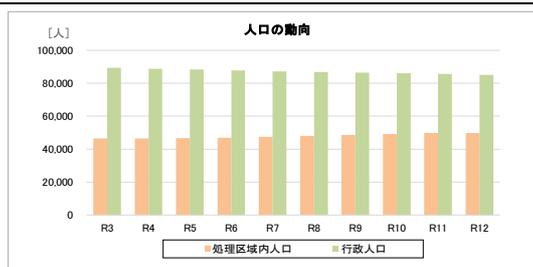
今後は耐用年数を超える資産が発生することによる更新事業費等の増加及び人口減少等に伴う使用料収入の減少が予想される。今年度策定する経営戦略をもとに、収益性を確保し、将来にわたり持続可能で安定した事業運営を図る。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2. 将来の事業環境

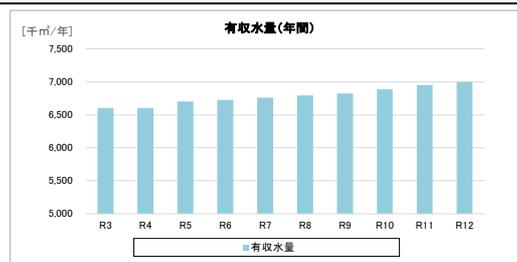
(1) 処理区域内人口の予測

行政人口は減少傾向にあるが、処理区域内人口は今後整備を行うため増加傾向であり、令和3年度は直近の実績値である令和元年度に比べ約1.1%増加する見通しである。



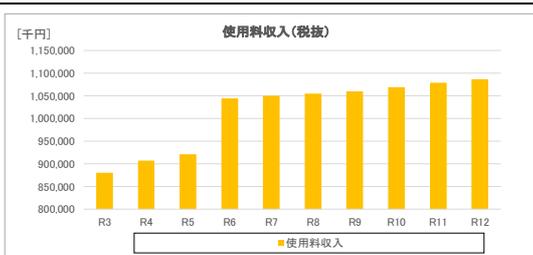
(2) 有収水量の予測

処理区域内人口の増加に伴い有収水量は増加する予測となっており、令和12年度には約6,999千 m^3 になると見込んでいる。



(3) 使用料収入の見通し

処理区域内人口の増加及び使用料の改定に伴い使用料収入は増加する予測となっており、令和12年度では約1,087百万円になると予想される。



(4) 施設の見通し

本市公共下水道事業では、処理場2箇所、ポンプ場2箇所を有している。ポンプ場は耐用年数を超過しており、処理場においても今後10年弱で耐用年数を迎えるため、ストックマネジメント計画に基づいた更新を行う。

(5) 組織の見通し

組織体系に変更はないが、下水道建設課の職員数は老朽化対策の着手に伴う事業量増加に対応するため変更があり、令和3年度から令和12年度は現行より3名増、令和13年度以降は現行より1名増となる見込みである。

3. 経営の基本方針

本市下水道事業では、経営基本方針の「Ⅰ.安全・安心」、「Ⅱ.環境」、「Ⅲ.持続」を軸に下水道事業に取り組んでいく。

Ⅰ. 安全・安心

◇市民が安全・安心に生活ができるように、災害に強い下水道の構築

- ①雨水管渠整備
- ②改築・更新

Ⅱ. 環境

◇生活環境の向上及び資源循環のため、汚水整備と汚泥再資源化の推進

- ①未普及対策
- ②汚泥再資源化

Ⅲ. 持続

◇接続可能な下水道事業を実現するため、安定的な下水道使用料の確保と効率的な事業運営

- ①安定した下水道使用料の確保
- ②下水道事業の見える化

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	基本方針に基づき、未普及対策、改築・更新、浸水対策等に対する建設投資を実施する。
-----	--

「投資・財政計画」では、今後10年間で次のような建設投資を見込む。 1) 汚水管渠整備 : R3～R12までの事業費 約31億円 2) 雨水管渠整備 : R3～R12までの事業費 約4億円 3) 改築・更新事業 : R3～R12までの事業費 約41億円 4) 地震対策事業 : R3～R12までの事業費 約19億円 5) 処理場統廃合事業 : R3～R12までの事業費 約9億円	
--	--

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	人口減少等厳しい下水道経営環境においても、徹底した効率化・経営健全化に取り組み、中長期的な視点に立った収支計画を行うため、資金収支を確保可能とすることを目的に、下水道使用料改定等の財源の設定を行う。
-----	---

◇目標◇ ・令和10年度以降、資金残高を10億円確保する ・経費回収率100%以上 ◇財源の設定方法◇ 1) 国庫補助金、企業債：現在の制度に準じて算定 2) 下水道使用料：将来の人口動向を加味した水量予測により算定 3) 一般会計繰入金：雨水処理に要する経費など総務省の定めた繰出基準に基づき算定 ◇財源確保の改善策◇ 1) 管路施設の償還年数を30年から40年に変更 2) 下水道使用料の改定：経営戦略計画期間内(令和3年度から令和12年度)に改定予定 3) スtockマネジメント計画の管理	
--	--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、以下のように算定。 1) 維持管理費：令和元年度値を基準とし、物価上昇0.4%/年を見込む 2) 職員給与費：令和元年度値を基準とし、職員数に応じて算定 3) 企業債償還・支払利息：現行の償還方法に基づき、近年の金利動向より設定した金利により算定 4) 減価償却費：建設投資額をベースに、現行の償却計算方法に基づき算定。なお、補助金などを財源とする分については、長期前受金戻入益として営業外収入に計上	
---	--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理場の統合について検討を行う。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画を基に、投資の平準化について検討を行う。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現段階では具体的な導入予定はない。
その他の取組	国や他事業体の動向を注視しつつ、必要に応じ検討を行う。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	長期的な財政動向を把握するため50年の財政シミュレーションを実施し、10年に一度の使用料改定を見込んでいる。
資産活用による収入増加の取組について	現段階では具体的な事業はないが、国や他事業体の動向を注視しつつ、必要に応じ検討を行う。
その他の取組	管渠の企業債償還を30年から40年に変更することを見込んでいる。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託については、現段階で具体的な導入予定はないが、国や他事業体の動向を注視しつつ、必要に応じて検討を行う。
職員給与費に関する事項	老朽化対策の着手に伴い、事業量の増加が懸念されるため、適正な組織体制の構築に努める。
動力費に関する事項	運転方法の見直し等によるコスト削減の検討を行う。
薬品費に関する事項	一括購入等によるコスト削減の検討を行う。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画を基に、コストの平準化及び削減に努める。
委託費に関する事項	委託業務内容の見直し等によるコスト削減の検討を行う。
その他の取組	国や他事業体の動向を注視しつつ、必要に応じて検討を行う。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	PDCAサイクルを基に進捗管理・事後検証を行う。また、経営戦略については5年に1度の見直しを図る。
---------------------	---

